

2019 年度事業報告書

公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン

(本部事務局) 東京都江東区亀戸6丁目56番17号 稲島ビル3階

(仙台事務局) 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13番24号 錦ビル7階

(関西事務局) 兵庫県西宮市甲風園1丁目3番12号 カミヤビル3階

I 事業概要

1. 公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

本事業は、次の①から⑧で構成される。

- ① 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ② 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ③ 大規模災害被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供
- ④ 大阪市塾代助成事業（学校外教育バウチャー事業）の業務運営
- ⑤ 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑥ 佐賀県上峰町における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑦ 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営
- ⑧ 児童等に対するアドバイザーの派遣

2. 収益事業等

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

- ① 尼崎市におけるバウチャー提供事業の運営支援
- ② 民間団体授業料減免制度の制度設計支援

※学校外教育バウチャーとは、当法人が児童等に提供する学習塾や文化・スポーツ教室等の学校外教育サービスに用途を限定した利用券（補助金）を指す。（以下、「バウチャー」という用語も同一の意味とする）

※児童等とは、小学生から高校生までの児童生徒を指す。

II 実施報告

■公益目的事業

児童等に対する学校外教育を受けることのできる利用券の提供

1. 被保護世帯の児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 実施内容

関西地域の生活保護世帯の小学生から高校生に対して、学校外教育バウチャーを提供した。

(2) 利用者人数

35名（継続利用者30名 新規利用者5名）

① 学年別

- ・小学生 7名（1年生1名 2年生2名 4年生2名 5年生2名）
- ・中学生18名（1年生3名 2年生9名 3年生6名）

・高校生10名（1年生5名 2年生1名 3年生4名）

②地域別

兵庫県18名 大阪府15名 京都府2名

(3) バウチャー給付額・利用期間

①給付額

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

②利用期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(4) バウチャー利用実績

- ・給付額：7,650,000円
- ・利用額：6,780,065円
- ・利用率：88.6%（利用額／給付額）

(5) バウチャー利用先

バウチャーが利用できる事業所数は56事業者237教室・事業所であった。（2020年3月時点）

(6) 2019年度新規利用者の決定

- ・2019年度から新たにバウチャーを利用する新規利用者5名を決定した。
- ・利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、受験生（中学3年生・高校3年生）とそれ以外の学年に分けて審査を行い、給付額の50%程度を受験生に提供した。
- ・審査基準は次の2点とし、審査は当法人職員が実施、常務会が利用者を決定した。

①生活保護基準

申込時点において、児童等の保護者が生活保護法の被保護者であることを審査基準とした。

②学年基準

申込者の学年を審査基準とした。

(7) 2020年度継続利用者の決定

- ・2020年度も引き続きバウチャーを利用する継続利用者28名を決定した。
- ・継続利用者の決定に際しては、次の基準で審査を行った。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定した。

①生活保護基準

申請時点において、児童等の保護者が生活保護法の被保護者であることを審査基準とした。

②バウチャー利用率基準

バウチャー利用率が、次の基準を満たすことを審査基準とした。ただし、基準を満たさない者のうち、下記アからエのいずれかに該当する場合は、「①生活保護基準」のみで継続利用者の審査を行った。

- ・新規利用者 2019年度バウチャー利用率が25%以上であること、又は3か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること
- ・継続利用者 2019年度バウチャー利用率が50%以上であること、又は6か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること

※バウチャー利用率計算には、2019年実績及び2020年1月、2月、3月の利用見込額を含めている。

<基準適用外の条件>

- ア. 利用を希望する教育事業者が登録に至らなかったことが理由で、3ヶ月以上バウチャーの利用ができない期間があった場合
- イ. 利用者またはその家族の障害・疾病（風邪・インフルエンザなどの感染症から事故による入院等も含む）等により、バウチャーの利用が十分にできなかった場合
- ウ. 利用者またはその家族の突発的かつ一時的な状況変化（いじめに遭って一時的な登校拒否状況等）により、バウチャーの利用が十分にできる状態になかった場合
- エ. その他、利用者またはその家族に関する問題で、バウチャーの利用が十分にできる状態になかった場合

(8) 実施スケジュール

①2019年度利用者関係

(継続利用者)

- ・2019年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

(新規利用者)

- ・2019年 5月29日 新規利用希望者申込締切
- ・2019年 6月25日 新規利用者決定（常務会決議）
- ・2019年 7月 1日 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

②2020年度利用者関係

- ・2020年 1月31日 継続利用希望者申込締切
- ・2020年 3月 9日 継続利用者決定（常務会決議）
- ・2020年 3月30日 バウチャー提供

2. 東日本大震災被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 実施内容

東日本大震災で被災した小学生から高校生に対して、学校外教育バウチャーを提供した。

(2) 利用者人数

403名

(一般枠384名(継続利用者374名 新規利用者10名)、随時枠10名 不登校生徒支援枠9名)

①学年別

- ・小学生 143名(2年生15名 3年生23名 4年生32名 5年生40名 6年生33名)
- ・中学生 147名(1年生40名 2年生43名 3年生64名)
- ・高校生 111名(1年生30名 2年生27名 3年生54名)
- ・高校卒業生(進路未決定者) 2名

②地域別

岩手県30名 宮城県320名 福島県42名 埼玉県1名 群馬県1名 東京都5名 愛知県1名
京都府3名

(3) バウチャー給付額・利用期間

①給付額

i. 一般枠

小学生	150,000円
中学1・2年生 / 高校1・2年生	200,000円
中学3年生 / 高校3年生	300,000円

ii. 随時枠

小学生	月12,000円×利用期間分
中学1・2年生 / 高校1・2年生	月16,000円×利用期間分
中学3年生 / 高校3年生	月24,000円×利用期間分

iii. 不登校生徒支援枠

中学1・2年生	月20,000円×利用期間分
中学3年生	月30,000円×利用期間分

②利用期間

i. 一般枠

- ・継続利用者：2019年4月1日から2020年3月31日
- ・新規利用者：2019年7月1日から2020年3月31日

ii. 随時枠

2019年5月～2020年3月の随時

iii. 不登校支援枠

2019年4月～2020年3月の随時

(4) バウチャー利用実績

- ・ 給付額：83,940,000円
- ・ 利用額：71,326,832円
- ・ 利用率：85.0%（利用額／給付額）

(5) バウチャー利用先

バウチャーが利用できる事業所数は265事業者872教室・事業所であった。（2020年3月時点）

(6) 2019年度新規利用者の決定

i. 一般枠

- ・ 2019年度から新たにバウチャーを利用する新規利用者27名を決定した。
- ・ 利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、受験生（中学3年生・高校3年生）とそれ以外の学年に分けて審査を行い、給付額の50%程度を受験生に提供した。
- ・ 審査基準は次の2点とし、審査は当法人職員が実施、常務会が利用者を決定した。

①世帯所得基準

2017年の世帯所得の合計額が、次の世帯所得基準額以下であること、または児童等の保護者が申込み時点で生活保護法の被保護者であることを申込条件とし、所得額及び生活保護受給の有無を審査基準とした。

<世帯所得基準>

世帯人数	世帯所得合計
2人	1,710,000円
3人	2,158,000円
4人	2,580,000円
5人	2,932,000円

②学年基準

申込者の学年を審査基準とした。

ii. 随時枠

- ・ 2019年度から新たにバウチャーを利用する新規利用者10名を決定した。
- ・ 利用者決定に際しては、指定機関より推薦・紹介を受けた生活困窮者より申込みを受け、先着順で利用者を決定した。
- ・ 申込要件の確認は当法人職員が実施、常務会が利用者を決定した。

iii. 不登校生徒支援枠

- ・ 2019年度から新たにバウチャーを利用する新規利用者7名を決定した。
- ・ 利用者決定に際しては、指定機関より紹介を受けた者から申込みを受け、先着順で利用者を決定した。
- ・ 申込要件は次の所得基準以下とし、要件の確認は当法人職員が実施、常務会が利用者を決定した。

<世帯所得基準>

世帯人数	世帯所得合計
2人	2,565,000円
3人	3,237,000円
4人	3,870,000円
5人	4,398,000円

(7) 2020年度継続利用者の決定

i. 一般枠

- ・2020年度も引き続きバウチャーを利用する継続利用者303名を決定した。
- ・継続利用者の決定に際しては、次の基準で審査を行った。
- ・審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定した。

①世帯所得基準

2018年の世帯所得の合計額が次の基準額以下であること、または児童等の保護者が生活保護法の被保護者であることを審査基準とした。

<世帯所得基準>

世帯人数	世帯所得合計
2人	2,052,000円
3人	2,589,600円
4人	3,096,000円
5人	3,518,400円

②バウチャー利用率基準

バウチャー利用率が、次の基準を満たすことを審査基準とした。ただし、基準を満たさない者のうち、下記アからエのいずれかに該当する場合は、「①世帯所得基準」のみで継続利用者の審査を行った。

- ・新規利用者 2019年度バウチャー利用率が25%以上であること、又は3か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること
- ・継続利用者 2019年度バウチャー利用率が50%以上であること、又は6か月以上バウチャーを利用してサービスを受けていること

※バウチャー利用率計算には、2019年実績及び2020年1月、2月、3月の利用見込額を含めている。

<基準適用外の条件>

- ア. 利用を希望する教育事業者が登録に至らなかったことが理由で、3ヶ月以上バウチャーの利用ができない期間があった場合
- イ. 利用者またはその家族の障碍・疾病（風邪・インフルエンザなどの感染症から事故による入院等も含む）等により、バウチャーの利用が十分にできなかった場合
- ウ. 利用者またはその家族の突発的かつ一時的な状況変化（いじめに遭って一時的な登校拒否状況等）により、バウチャーの利用が十分にできる状態になかった場合

エ. その他、利用者またはその家族に関する問題で、バウチャーの利用が十分にできる状態になかった場合

ii. 随時枠

随時枠は継続利用なし

iii. 不登校生徒支援枠

- ・2020年度も引き続きバウチャーを利用する継続利用者4名を決定した。
- ・当枠は審査基準を設けていないため、当法人職員が対象者に継続利用の意思確認を行い、常務会が利用を決定した。

(8) 実施スケジュール

i. 一般枠

①2019年度利用者関係

(継続利用者)

- ・2019年 4月 1日 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

(新規利用者)

- ・2019年 5月29日 新規利用希望者申込締切
- ・2019年 6月25日 新規利用者決定 (常務会決議)
- ・2019年 7月 1日 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

②2020年度利用者関係

- ・2020年 1月31日 継続利用希望者申込締切
- ・2020年 3月 9日 継続利用者決定 (常務会決議)
- ・2020年 3月30日 バウチャー提供

ii. 随時枠

- ・2019年 4月24日～随時 利用者決定 (常務会決議)
- ・2019年 5月 1日～随時 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

iii. 不登校生徒支援枠

①2019年度利用者関係

- ・2019年 3月 5日～随時 利用者決定 (常務会決議)
- ・2019年 4月 1日～随時 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

②2020年度利用者関係

- ・2020年 1月31日 継続利用希望者申込締切
- ・2020年 3月 9日 継続利用者決定 (常務会決議)
- ・2020年 3月30日 バウチャー提供

3. 大規模災害被災児童等に対する学校外教育バウチャーの提供

(1) 実施内容

平成30年7月豪雨で被災した岡山県の中学校3年生、高校3年生に対して、学校外教育バウチャーを提供した。

(2) 利用者人数

28名

①学年別

- ・ 中学3年生 24名
- ・ 高校3年生 4名

②地域別

(岡山県) 倉敷市24名 総社市4名

③被害別

住家全壊27名 大規模半壊1名

(3) バウチャー給付額・利用期間

①給付額

150,000円

②利用期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(4) バウチャー利用実績

- ・ 給付額：4,200,000円
- ・ 利用額：4,057,473円
- ・ 利用率：96.6% (利用額／給付額)

(5) バウチャー利用先

バウチャーが利用できる事業所数は31事業者48教室・事業所であった。(2020年3月時点)

(6) 2019年度利用者の決定

- ・ 2019年度利用者28名を決定した。
- ・ 利用者決定に際しては、公募により申込みを受け、次の2点を基準として審査を実施した。
- ・ 審査は当法人職員が実施し、常務会が利用者を決定した。

①世帯所得基準

2017年の世帯所得の合計額が、次の世帯所得基準額以下であること、または児童等の保護者が申込み時点で生活保護法の被保護者であることを申込条件とし、所得額及び生活保護受給の有無を審査基準とした。

<世帯所得基準>

世帯人数	世帯所得合計
2人	2,874,000円
3人	3,444,000円
4人	4,014,000円
5人	4,584,000円

②被災基準

次のいずれかの被災要件に該当すること

- ・平成30年7月豪雨で「住家全壊」または「住家半壊」被害があった場合
- ・平成30年7月豪雨で保護者が「死亡」または「行方不明」となった場合

(7) 実施スケジュール

- ・2019年 3月15日 新規利用希望者申込締切
- ・2019年 4月16日 新規利用者決定（常務会決議）
- ・2019年 5月 1日 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

4. 大阪市塾代助成事業(学校外教育バウチャー事業)の業務運営

(1) 事業概要

本事業は、子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、子どもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、大阪市内の中学生の学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等の学校外教育にかかる費用を助成する事業である。

(2) 対象者

大阪市内に居住している中学生を養育している者で、養育者とその配偶者の合計所得が、大阪府が定める所得要件に該当する者（対象者数：29,179名）

(3) 交付人数（2020年1月時点）

17,990名

(4) 実施内容

①交付申請の受付

1ヶ月あたり1万円を上限に利用できる塾代助成カード（以下、カードという。）を交付するため、交付申請を受け付けた。

②参画事業者の公募・登録申請の受付

次の参画事業者（本事業への登録を受けた学習塾等）の要件に基づいて、参画事業者の公

募を行い、登録希望者から登録申請を受け付けた。

参画事業者数：2,806教室・事業所（2020年1月時点）

<要件>

大阪市及び隣接区域内※で中学生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること。

ただし、次のア・イに該当する場合は、ア・イに掲げる事業者とする。

※堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、門真市、摂津市、東大阪市、尼崎市

ア．訪問によるサービス提供を行う事業者

大阪市及び隣接区域内に事業所を有し、かつ登録または雇用した教師等を派遣する形態の事業者とする。

イ．通信によるサービス提供を行う事業者

日本国内に事業所を有し、かつ法人の事業者とする。ただし、サービス提供に際して、インターネット接続を用い、かつ利用者が所持するカードの確認が行える事業者とする。

③請求データの作成

参画事業者からのカード利用にかかる請求情報をまとめ、請求データを大阪市に提出した。大阪市は1ヶ月ごとの利用実績に応じて、参画事業者に対して支払いを行った。

④検証・分析

制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者・参画事業者へのアンケート調査の実施・分析等も踏まえ、大阪市に対して本事業における課題及びその解決策等を提示した。

⑤情報管理

利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況並びに参画事業者への支払情報管理を行った。

(5) 実施スケジュール

①利用者関係

ア．2019年度前期（2019年4月～9月分）

2019年7月初旬まで随時交付申請、継続申請を受け付けた。また、申請者リスト作成、交付・不交付決定通知書発送等の処理についても、2019年9月末日まで随時行った。

イ．2019年度後期（2019年10月～2020年3月分）

次のスケジュールにより業務を実施した。また、2020年3月末日まで随時交付申請、継続申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

- ・2019年 6月 3日 周知文・交付申請書送付
- ・2019年 6月 4日～ 7月17日 交付申請受付
- ・2019年 9月12日～ 9月30日 交付・不交付決定通知書発送
- ・2019年 9月16日～ 利用開始

ウ．2020年度前期（2020年4月～9月分）

次のスケジュールにより業務を実施した。また、2020年3月末日まで随時交付申請、継続申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

- ・2019年11月30日 周知文・交付申請書送付

- ・2019年12月 1日～翌1月15日 交付申請受付
- ・2020年 3月31日 交付・不交付決定通知書発送

②参画事業者関係

2020年3月31日まで随時申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

【業務内容等（随時実施）】

- ・登録申請受付
- ・登録（受理・不受理）通知発送
- ・参画事業者説明会開催
- ・利用者へ参画事業者リスト送付

(6) 業務運営事業者

大阪市塾代助成事業凸版・CFC共同事業体（凸版印刷株式会社／当法人）

5. 渋谷区における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業概要

本事業は、学力や学習意欲を伸ばす機会を提供するため、経済的困難を抱える渋谷区内の中学生に学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 対象者

東京都渋谷区に居住する中学2年生又は中学3年生で、申請日時点で生徒の保護者が生活保護を受給している者

(3) 交付人数

10名

(4) バウチャー給付額・利用期間

①給付額

中学2年生100,000円 中学3年生150,000円

②利用期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(5) 実施内容

①バウチャー利用促進

2019年度に決定した10名の利用者に対して、職員やボランティアが利用状況の確認、利用希望先の聴取や利用先の提案等を行い、バウチャー利用の促進を行った。

②参画事業者の公募・登録申請の受付

次の参画事業者（本事業への登録を受けた学習塾等）の要件に基づいて、参画事業者の公

募を行い、登録希望者から登録申請を受け付けた。

参画事業者数：37事業者90教室・事業所（2020年3月時点）

<要件>

渋谷区及び隣接区域内※で中学生を対象とする学校外教育サービスを有償で提供する事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること。

※新宿区、港区、品川区、目黒区、世田谷区、杉並区、中野区

③請求受付・支払

参画事業者からバウチャー利用にかかる請求を受け付け、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、参画事業者に対して支払いを行った。

④検証・分析

制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者・参画事業者へのアンケート調査の実施・分析等も踏まえ、渋谷区に対して本事業における課題及びその解決策等を提示した。

⑤情報管理

利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況並びに参画事業者への支払情報管理を行った。

(6) 実施スケジュール

①利用者関係

- ・2019年 8月 1日～随時 バウチャー利用開始
- ・2019年 8月 1日～随時 バウチャー利用促進（ボランティア面談）
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

②参画事業者関係

2020年3月末日まで随時申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

【業務内容等（随時実施）】

- ・登録申請受付
- ・登録（受理・不受理）通知発送
- ・利用者へ参画事業者リスト提供

(7) 業務運営事業者

キズキ・CFC共同事業体（株式会社キズキ／当法人）

6. 佐賀県上峰町における学校外教育バウチャー事業の業務運営

(1) 事業概要

本事業は、生徒の基礎学力の定着、苦手分野の克服、学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、町立中学校に在籍する生徒に、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 対象者

上峰町立上峰中学校1年生及び3年生の保護者

(3) 交付人数

176名（通常利用：93名 夏期講習で利用：37名 冬期講習で利用：46名）

※通常利用とは、学習塾や習い事教室等でバウチャーを利用したものを指す。夏期講習・冬期講習は、学校で民間事業者からオンラインによる指導を受け、バウチャーを利用した場合。

(4) バウチャー給付額・利用期間

①給付額

30,000円

②利用期間

- ・通常利用 2019年8月10日～2020年2月29日
- ・夏期講習 2019年8月19日～30日
- ・冬期講習 2019年11月1日～12月13日

(5) 実施内容

①参画事業者の公募・登録申請の受付

次の参画事業者（本事業への登録を受けた学習塾等）の要件に基づいて、参画事業者の公募を行い、登録希望者から登録申請を受け付けた。

参画事業者数：41事業者44教室・事業所（2020年3月時点）

<要件>

i. 通常利用の場合

佐賀県上峰町及び周辺市町村区域内※で中学生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること。

ただし、次のア・イに該当する場合は、ア・イに掲げる事業者とする。

※三養基郡みやき町、基山町、神埼郡吉野ヶ里町、神埼市、佐賀市、鳥栖市、久留米市

ア. 訪問によるサービス提供を行う事業者

日本国内に事業所を有し、かつ登録または雇用した教師等を派遣する形態の事業者とする。

イ. 通信によるサービス提供を行う事業者

日本国内に事業所を有し、かつ法人の事業者とする。

ii. 夏期・冬期講習の場合

日本国内に事業所を有し、オンラインによるマンツーマン指導の形式で、学習サービスを有償で提供する法人事業者とする。

②請求受付・支払

参画事業者からバウチャー利用にかかる請求を受け付け、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、参画事業者に対して支払いを行った。

③検証・分析

制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者・参画事業者へのアンケート調査の実施・分析等も踏まえ、上峰町に対して本事業における課題及びその解決策等を提示した。

④情報管理

利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況並びに参画事業者への支払情報管理を行った。

(6) 実施スケジュール

①利用者関係

ア. 通常利用の場合

- ・ 2019年 8月10日 交付通知書・バウチャー発送
- ・ 2019年 8月10日 バウチャー利用開始
- ・ 2020年 2月29日 バウチャー利用有効期限

イ. 夏期・冬期講習の場合

- ・ 2019年 8月10日 交付通知書・バウチャー発送
- ・ 2019年 8月19日、11月 1日 バウチャー利用開始
- ・ 2019年 8月30日、12月16日 バウチャー利用終了

②参画事業者関係

ア. 通常利用の場合

- ・ 2019年 7月10日～随時 登録申請受付
- ・ 2019年 8月 9日～随時 登録受理通知

イ. 夏期・冬期講習の場合

- ・ 2019年 6月28日～7月24日、10月8日～18日 登録申請受付
- ・ 2019年 8月9日、10月25日 登録受理通知

7. 千葉市における学校外教育バウチャー提供事業の業務運営

(1) 事業の概要

家庭の経済的な理由から、学習塾や習い事等の学校外教育を受けられない児童について、学校外の教育機会の均等化を図り、学力や非認知能力の向上、生活習慣等の改善を目指し、学校外教育バウチャーを提供する事業である。

(2) 対象者

千葉市在住のひとり親家庭かつ生活保護受給世帯の小学校5年生及び6年生の児童

(3) 交付人数

44名

(4) バウチャー給付額・利用期間

①給付額

80,000円（月額10,000円相当）

②利用期間

2019年8月1日から2020年3月31日

(5) 実施内容

①制度設計

事業の円滑かつ効果的な実施のため、制度設計及び事業の全体管理を行った。

②参画事業者の公募・登録申請の受付

次の参画事業者（本事業への登録を受けた学習塾等）の要件に基づいて、参画事業者の公募を行い、登録希望者から登録申請を受け付けた。

参画事業者数：35事業者99教室・事業所（2020年3月時点）

<要件>

千葉市内に事業所を有し、小学生を対象とするプログラムの学校外教育サービスを有償で提供する事業者（法人、任意団体、個人事業主）であること。

ただし、次のア・イに該当する場合は、ア・イに掲げる事業者とする。

ア．訪問によるサービス提供を行う事業者

千葉市内に事業所を有し、登録または雇用した教師等を派遣する形態の事業者とする。

イ．通信によるサービス提供を行う事業者

日本国内に事業所を有し、かつ法人の事業者とする。

③請求受付・支払

参画事業者からバウチャー利用にかかる請求を受け付け、1ヶ月ごとの利用実績に応じて、参画事業者に対して支払いを行った。

④検証・分析

制度運営上の問題点等を検証するとともに、利用者・参画事業者へのアンケート調査の実施・分析等も踏まえ、千葉市に対して本事業における課題及びその解決策等を提示した。

⑤情報管理

利用者及び参画事業者の情報管理、利用状況並びに参画事業者への支払情報管理を行った。

(6) 実施スケジュール

①利用者関係

- ・2019年 8月 1日 バウチャー利用開始
- ・2020年 3月31日 バウチャー利用有効期限

②参画事業者関係

2020年3月末日まで随時申請を受け付け、その後の処理も随時行った。

【業務内容等（随時実施）】

- ・登録申請受付
- ・登録（受理・不受理）通知発送
- ・利用者へ参画事業者リスト提供

8. 児童等に対するアドバイザーの派遣

(1) 実施内容

大学生等のボランティア（以下、ブラザー・シスターという。）が、前述の1、2、5の事業の利用者に対して、学習・進路相談やバウチャー利用に関する助言を行った。

1人の児童等に対して、月に1回30分程度の会話をを行い、面談報告書に会話内容等を記録した。

(2) 実施場所

- ・電話による支援の場合 当法人仙台事務局
- ・面談による支援の場合 宮城県仙台市、石巻市等の公共施設

(3) ブラザー・シスター登録人数（2020年3月時点）

75名（男：20名 女：55名）

(4) 面談実績

①面談人数

205名（西日本：23名 東日本：172名 渋谷：10名）

②面談回数

1,952回（西日本：209回 東日本：1,693回 渋谷：50回）

(5) 研修の実施

ブラザー・シスターは、次の①～③の研修を受講し、必要なスキル・知識等を習得した。

①養成研修

コミュニケーションスキル、子どもの貧困、進路・学習情報等に関する講義を行い、ブラザー・シスターを養成するための研修。（42名を養成）

- ・実施日：2019年6月2日
- ・実施場所：仙台レインボーハウス（仙台市青葉区五橋2-1-15）
- ・研修内容：次の通り

内 容	担 当
当法人、本事業の概要	吉岡 新（当法人職員）
子どもの貧困・教育格差について	
子どもの背景・心理状態	佐々木 啓江（盛岡市保健福祉部就学支援相談員）
コミュニケーション基礎、実践	佐藤 宏平（山形大学地域教育文化学部 准教授）
ロールプレイング	
グループワーク	

②定期研修（年3回実施）

児童等との関わりで生じた悩みや問題点を専門家や他のブラザー・シスターと共有し、助言や情報提供を受ける研修。

実施日	実施場所
2019年6月26日、29日	戦災復興記念館（仙台市青葉区大町2-12-1）
2019年9月25日、28日	戦災復興記念館 生涯学習支援センター（仙台市宮城野区榴岡4-1-8）
2019年11月13日、16日	エルパーク仙台（仙台市青葉区一番町4-11-1） トークネットホール仙台（仙台市青葉区桜ヶ岡公園4-1）

③その他研修

ア. 1回目

- ・実施日：2019年7月7日
- ・実施場所：仙台レインボーハウス（仙台市青葉区五橋2-12-2）
- ・研修内容：キックオフミーティングとして、当法人役職員から団体の設立経緯や学生ボランティアの役割等について講義を行い、今年度の目標等を設定した。
- ・参加人数：69名

イ. 2回目

- ・実施日：2020年2月19日
- ・実施場所：仙台レインボーハウス
- ・研修内容：全体振り返りミーティングとして、2019年度の活動報告と個人、全体の振り返りを行う研修を実施した。
- ・参加人数：57名

■収益事業

子ども・若者及びその家族への支援を行う団体等に対する事業運営サポート

1. 尼崎市におけるバウチャー提供事業の運営支援

(1) 事業の概要

本事業は、一般社団法人Collective for Childrenが経済的困窮状態にある家庭の子ども、若者（以下、子ども等という。）及びその保護者を対象に提供する、教育・生活支援バウチャーの処理業務を代行して行うものである。

(2) 事業の期間

2019年4月1日から2020年3月31日

(3) 事業の対象者

生年月日が「1999年4月2日以降の者」で、申込時点で尼崎市内に居住している一定所得以下の者 ※ただし、高等教育機関に在籍している者を除く

(4) 給付人数

301名

(5) バウチャー給付額

下記金額を利用決定時に一括給付

未就学児	240,000 円
小学生	144,000 円
中学1・2年生／高校1・2年生	192,000 円
中学3年生／高校3年生	288,000 円
生年月日が1999年4月2日～2004年4月1日 までの者で高校等に在学していない者	288,000 円

(6) 実施内容

事業者からのバウチャー及び利用にかかる請求情報を毎月受付、月次で請求データを事務局に提出した。事業者への支払いは事務局が行った。

(7) 事業実施等

(実施主体) 一般社団法人Collective for Children

(業務運営) 公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン他

(助 成) 公益財団法人日本財団

2. 民間団体授業料減免制度の制度設計支援

(1) 事業の概要

本事業は、軽井沢風越学園が運営する授業料等減免制度の創設にあたり、制度設計、審査基準作成等の業務運営支援を行うものである。

(2) 事業の期間

2019年4月1日から12月31日

(3) 実施内容

①奨学金制度設計

応募資格、審査基準・審査方法、給付額等の設計、提案を行った。

②関連資料作成

奨学金利用者募集に関連する各種様式（応募要項、申請書等）の作成を行った。

③その他、付随する業務

申請受付、審査手順等のレクチャー等、本事業に付随するその他の業務を行った。

Ⅲ 会議記録

1. 理事会

(1) 第28回理事会

- ・日 時 2019年6月13日
- ・場 所 当法人本部事務局
- ・議 題 第1号議案 2018年度事業報告に関する件
第2号議案 第7期定時社員総会招集に関する件
第3号議案 2018年度決算案を社員総会に提案する件
第4号議案 役員を選任を社員総会に提案する件
第5号議案 2018年度下半期における代表理事等の業務執行状況報告に関する件
第6号議案 2019年度事業計画の修正に関する件
第7号議案 2019年度補正予算に関する件
第8号議案 旅費規程の改定及び転勤規程の制定に関する件

(2) 第29回理事会

- ・日 時 2019年6月28日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 代表理事選定の件

(3) 第30回理事会

- ・日 時 2019年9月20日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 就業規則改定に関する件
第2号議案 2019年度補正予算に関する件

(4) 第31回理事会

- ・日 時 2019年9月30日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 就業規則改定に関する件

(5) 第32回理事会

- ・日 時 2019年11月8日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 役員を選任を社員総会に提案する件
第2号議案 システム構築契約に関する件

(6) 第33回理事会

- ・日 時 2020年3月13日
- ・場 所 当法人本部事務局
- ・議 題 第1号議案 本部事務局業務の一部を委託する取引に関する件

- 第2号議案 事務局業務の一部を委託する取引に関する件
- 第3号議案 関西事務所の設置に係る取引に関する件
- 第4号議案 2019年度財産運用報告及び2020年度計画の件
- 第5号議案 2020年度役員報酬の額を社員総会に提案する件
- 第6号議案 2019年度全国バウチャー事業指定寄付金の配分に関する件
- 第7号議案 2020年度新規バウチャー利用者審査基準に関する件
- 第8号議案 2020年度事業計画書承認の件
- 第9号議案 2020年度収支予算書承認の件
- 第10号議案 2019年度上半期における代表理事等の業務執行状況報告に関する件

2. 社員総会

(1) 第7期定時社員総会

- ・日 時 2019年6月28日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 2018年度決算案に関する件
第2号議案 役員を選任に関する件

(2) 第9回臨時社員総会

- ・日 時 2019年11月11日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 役員を選任に関する件

(3) 第10回臨時社員総会

- ・日 時 2020年3月17日（書面決議）
- ・議 題 第1号議案 2020年度役員報酬の額に関する件

3. 人事委員会

(1) 第10回人事委員会

- ・日 時 2020年3月13日
- ・場 所 当法人本部事務局
- ・議 題 第1号議案 2020年度職員給与に関する件
第2号議案 2020年度役員報酬の額を理事会に提案する件

4. 常務会

(1) 定例常務会

- ・頻 度 2019年4月2日から週1回程度（38回開催）
- ・場 所 オンラインにて開催
- ・出席者 今井 悠介、奥野 慧（代表理事）
- ・陪席者 吉岡 新（職員）